

# 年金制度関係参考資料

平成25年5月17日

# 年金関連4法成立後の年金制度改革議論の前提①

## (社会保障制度改革推進法)

### ○ 社会保障制度改革推進法（平成24年法律第64号）

#### (基本的な考え方)

**第二条** 社会保障制度改革は、次に掲げる事項を基本として行われるものとする。

- 一 自助、共助及び公助が最も適切に組み合わせられるよう留意しつつ、国民が自立した生活を営むことができるよう、家族相互及び国民相互の助け合いの仕組みを通じてその実現を支援していくこと。
- 二 社会保障の機能の充実と給付の重点化及び制度の運営の効率化とを同時に行い、税金や社会保険料を納付する者の立場に立って、負担の増大を抑制しつつ、持続可能な制度を実現すること。
- 三 年金、医療及び介護においては、社会保険制度を基本とし、国及び地方公共団体の負担は、社会保険料に係る国民の負担の適正化に充てることを基本とすること。
- 四 国民が広く受益する社会保障に係る費用をあらゆる世代が広く公平に分ち合う観点等から、社会保障給付に要する費用に係る国及び地方公共団体の負担の主要な財源には、消費税及び地方消費税の収入を充てるものとする。

#### (公的年金制度)

**第五条** 政府は、公的年金制度については、次に掲げる措置その他必要な改革を行うものとする。

- 一 今後の公的年金制度については、財政の現況及び見通し等を踏まえ、第九条に規定する社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得ること。
- 二 年金記録の管理の不備に起因した様々な問題への対処及び社会保障番号制度の早期導入を行うこと。

# 年金関連4法成立後の年金制度改革議論の前提②

## (三党実務者協議の開催)

### ○ 民主・自民・公明三党「確認書」(平成24年6月15日)(抄)

今後の公的年金制度、今後の高齢者医療制度にかかる改革については、あらかじめその内容等について三党間で合意に向けて協議する。

### ○ 三党実務者協議の開催状況

平成24年11月15日～11月29日

・国民会議の進め方について

平成25年1月18日

・今後の3党実務者協議と国民会議の進め方について

1月31日

・今後の進め方について

2月8日 2月15日

2月22日 3月1日

・現行の公的年金制度、高齢者医療制度について共有できる課題の洗い出し

平成25年3月7日

・現行の高齢者医療制度の課題について

3月13日 3月22日

・現行の公的年金制度の課題について

3月28日

・歳入庁について

4月4日

・国民年金保険料納付率向上のための施策について

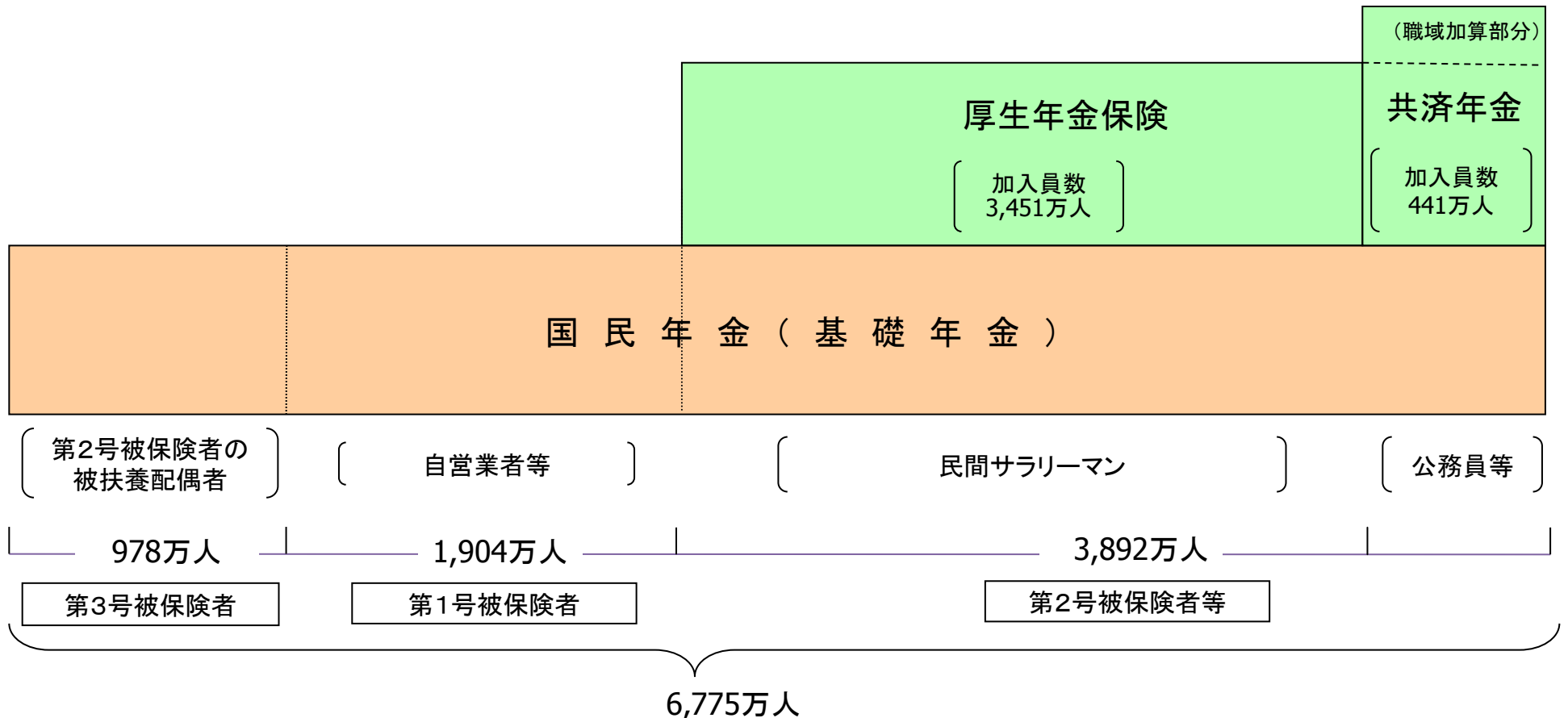
5月16日

・国民会議の医療・介護の議論の整理の報告について 2

# 年金制度の仕組み

- 現役世代は全て国民年金の被保険者となり、高齢期となれば、基礎年金の給付を受ける。（1階部分）
- 民間サラリーマンや公務員は、これに加え、厚生年金や共済年金に加入し、基礎年金の上乗せとして報酬比例年金の給付を受ける。（2階部分）

（数値は平成23年度末）



※ 第2号被保険者等は、被用者年金被保険者のことをいう(第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む。)

第1号被保険者

第2号被保険者

第3号被保険者

- 20歳以上60歳未満の自営業者、農業者、無業者等
  - 保険料は定額
    - ・平成25年4月現在 月15,040円
    - ・平成17年4月から毎年280円引き上げ、平成29年度以降16,900円(平成16年度価格)で固定
- ※ 毎年度の保険料額や引き上げ幅は、物価や賃金の動向に応じて変動。

- 民間サラリーマン、公務員
- 保険料は報酬額に比例(厚生年金)
  - ・平成24年9月現在 16.766%
  - ・平成16年10月から毎年0.354%引き上げ、平成29年以降18.30%で固定
- 労使折半で保険料を負担

- 民間サラリーマン、公務員に扶養される配偶者
- 被保険者本人は負担を要しない
- 配偶者の加入している被用者年金制度(厚生年金又は共済年金)が負担

- 被保険者数(公的年金制度全体) 6,775万人(平成23年度末)
- 受給権者数(公的年金制度全体) 3,867万人(平成23年度末)
- 国民年金保険料 15,040円(平成25年度)
  - ※ 保険料納付率:58.6%(平成23年度)
- 厚生年金保険料率 16.766%(平成24年9月分～平成25年8月分)
- 年金額
  - 老齢基礎年金 月65,541円(平成25年4月～9月)
  - ※ 平均額:月5.5万円(平成23年度)
  - 老齢厚生年金 月230,940円(平成25年4月～9月・夫婦2人分の標準的な額)
  - ※ 1人あたり平均額:月16.1万円(基礎年金を含む)(平成23年度)
- 保険料収入(公的年金制度全体) 33.7兆円(平成25年度予算ベース)
- 公費負担額(公的年金制度全体) 11.5兆円(平成25年度予算ベース)
- 給付費(公的年金制度全体) 51.9兆円(平成25年度予算ベース)
- 積立金(国民年金・厚生年金) 119.4兆円(平成23年度末、時価ベース)

# 厚生年金・国民年金の財政収支の状況

※ 厚生年金基金の代行部分等を含む

- 現在、保険料の引上げや支給開始年齢の引上げの途上にあるため、平成21年財政検証の見込みにおいても、当年度の時価ベースの運用収益を加えても、毎年度、積立金が減少することは想定されている。
- 平成23年度末の積立金(時価ベース)は、財政検証では151.9兆円と見込んでいたが、実績では148.8兆円(厚生年金基金の代行部分等を含む)となっており、約3兆円ほど実績が見込みを下回っている。
- 物価や賃金が財政検証時の見込みよりも低迷するなど厳しい状況が続いており、今後の年金財政は楽観視できないが、最近の株価の回復もあり、現時点で年金財政が大幅に悪化しているとは考えていない。

[厚生年金+国民年金]

(単位:兆円)

	平成21年財政検証(基本ケース)							実績推計(収支決算)							年度末積立金の見込みと実績との差
	収入			支出	収支差引残		年度末積立金	収入			支出	収支差引残		年度末積立金	
	うち 保険料	うち 運用収入			うち 保険料	うち 運用収入		運用収入を除く	うち 保険料	うち 運用収入		運用収入を除く			
21年度				39.7			26.0				2.2		40.5	△0.8	△3.0
22年度	39.9	27.0	2.7	41.4	△1.6	△4.3	152.8	34.7 (35.0)	25.2 (24.4)	△1.2 (△0.3)	42.5 (41.4)	△7.8 (△6.4)	△6.7 (△6.0)	150.6 (121.9)	△ 2.2
23年度	41.6	28.4	2.9	42.5	△0.9	△3.8	151.9	40.5 (38.8)	25.8 (25.1)	3.8 (2.6)	42.4 (41.3)	△1.9 (△2.5)	△5.7 (△5.1)	148.8 (119.4)	△ 3.1
24年度	43.4	29.8	3.0	44.0	△0.6	△3.6	151.3								
25年度	45.5	31.2	3.3	45.5	0.0	△3.3	151.3								

注1. 「実績推計(収支決算)」欄の、上段は、将来見通しと比較するために厚生年金基金の代行部分等のベースをそろえた実績値(実績推計)を記載、下段(括弧内)は、代行部分等を含まない特別会計分のみの時価ベースの収支決算を掲載している。なお、年度末積立金の上段と下段の違いは、厚生年金基金の最低責任準備金等と国庫負担繰延額によるものである。

注2. 収支状況は、基礎年金交付金を収支両方から除いたものを計上している。

注3. 「年度末積立金の見込みと実績との差」欄は、実績推計から見込み値を控除した数値を記載している。

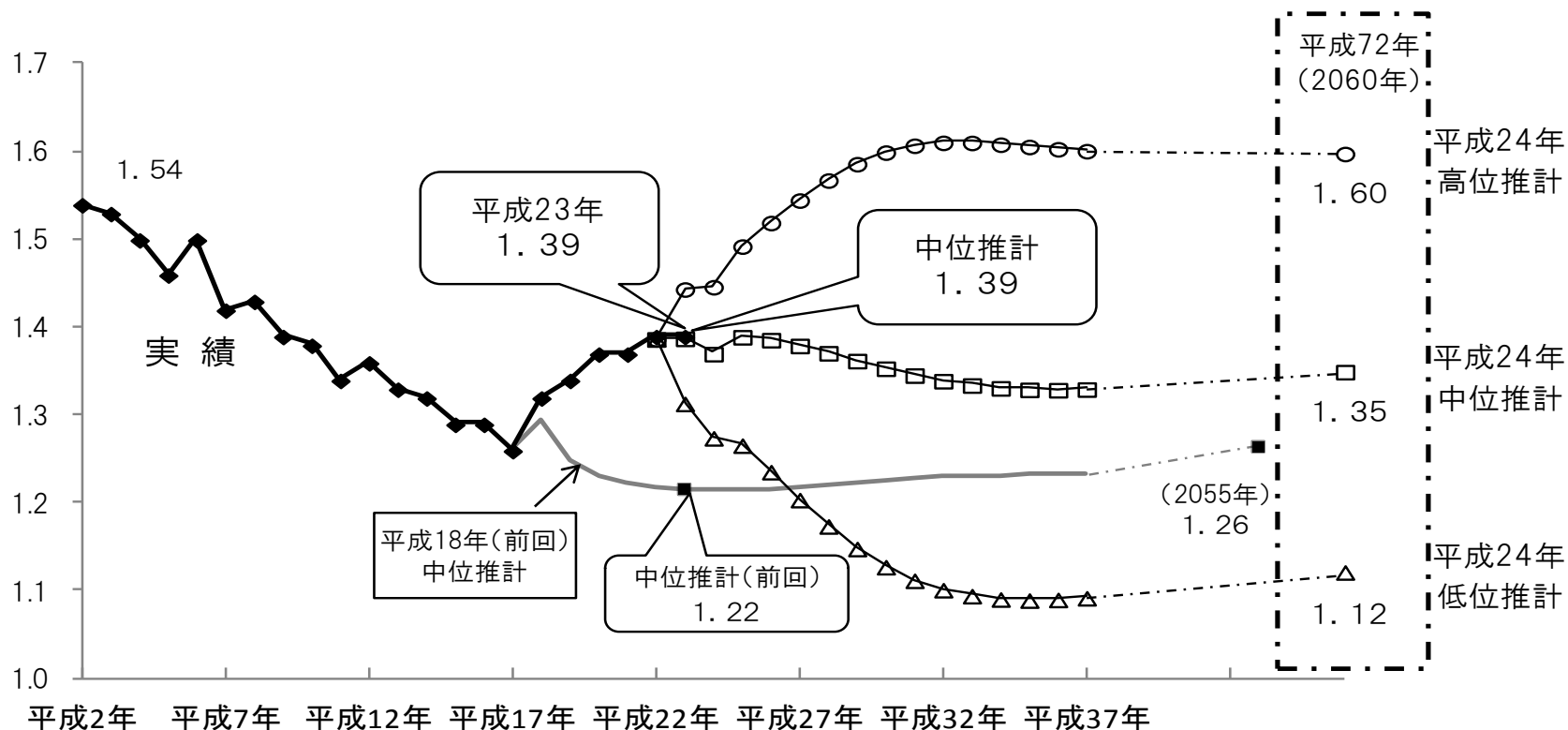
# 平成21年財政検証後の諸前提の動向

## ○ 公的年金財政の主な変動要因は人口と経済前提

人 口  
(合計特殊出生率)

- ・合計特殊出生率の実績値は平成17年の1.26を底に、平成23年の1.39まで回復傾向になっている。
- ・将来的な合計特殊出生率の水準は、平成18年推計では1.26と見込まれていたが、平成24年推計では1.35と見込まれている。(平成21年財政検証は平成18年推計を前提として用いている。)

合計特殊出生率の推移と将来推計人口(平成24年推計)における仮定値



## 経済前提

- ・ 足下の経済前提は、内閣府の見通しを用いているが、リーマンショック後の経済の回復も弱く、実績の賃金上昇率は見込みを下回っている。
- ・ 運用利回りの実績については、年による変動が大きくなっている。  
直近では、現在、国内株式の株価上昇等により平成24年度第3四半期のGPIFの収益額は 5.1兆円(収益率は 4.8%)、4～12月までの通期で3.6兆円(収益率は3.3%)となっている。

	実 績				平成21年財政検証の前提 (経済中位ケース)			
	物 価 上昇率	名 目 賃 金 上昇率 ①	名 目 運 用 利回り ②	実質的な 運 用 利回り ②÷①	物 価 上昇率	名 目 賃 金 上昇率 ①	名 目 運 用 利回り ②	実質的な 運 用 利回り ②÷①
	%	%	%	%	%	%	%	%
平成16年度	0.0	▲0.2	2.7	2.9	—	—	—	—
平成17年度	▲0.3	▲0.2	6.8	7.0	—	—	—	—
平成18年度	0.3	0.0	3.1	3.1	—	—	—	—
平成19年度	0.0	▲0.1	▲3.5	▲3.5	—	—	—	—
平成20年度	1.4	▲0.3	▲6.9	▲6.6	—	—	—	—
平成21年度	▲1.4	▲4.1	7.5	12.1	▲0.4	0.1	1.5	1.4
平成22年度	▲0.7	0.7	▲0.3	▲0.9	0.2	3.4	1.8	▲1.6
平成23年度	▲0.3	▲0.2	2.2	2.4	1.4	2.7	1.9	▲0.7
平成24年度	0.0				1.5	2.8	2.0	▲0.8
平成25年度					1.8	2.6	2.2	▲0.4
平成26年度					2.2	2.7	2.6	▲0.2
平成27年度					2.5	2.8	2.9	0.1
平成28年度					1.0	2.5	3.4	0.9
平成29年度					1.0	2.5	3.6	1.1
平成30年度					1.0	2.5	3.9	1.3
平成31年度					1.0	2.5	4.0	1.5
平成32年度					1.0	2.5	4.1	1.6

注1. 物価上昇率(実績)は、消費者物価指数の前年比である。

注2. 賃金上昇率は性・年齢構成の変動による影響を控除した名目標準報酬上昇率である。

注3. 運用利回りは、厚生年金・国民年金計の数値である。

注4. 実質的な運用利回りは $(1 + \text{名目運用利回り} \div 100) \div (1 + \text{名目賃金上昇率} \div 100) \times 100 - 100$ により求めている。

注5. 平成21年財政検証の足下の経済前提(平成27(2015)年度以前)は、内閣府「経済財政の中長期方針と10年展望比較試算」(平成21年1月)に準拠。



公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための  
国民年金法等の一部を改正する法律(平成24年8月10日成立・22日公布 平成24年法律第62号)

<主要項目>

- (1) 納付した保険料に応じた給付を行い、将来の無年金者の発生を抑えるという観点から、受給資格期間の短縮を行う。(税制抜本改革の施行時期にあわせ、平成27年10月から施行)
- (2) 基礎年金国庫負担1/2が恒久化される特定年度(平成16年改正法で「別に法律で定める年度」と規定)を平成26年度と定める。(税制抜本改革の施行時期にあわせ、平成26年4月から施行)
- (3) 短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用拡大を行う。(平成28年10月から施行)(※)
- (4) 厚生年金、健康保険等について、次世代育成支援のため、産休期間中の保険料免除を行う。(平成26年4月から施行)
- (5) 遺族基礎年金の父子家庭への支給を行う。(税制抜本改革の施行時期にあわせ、平成26年4月から施行)
- (6) 低所得高齢者・障害者等への福祉的な給付措置を講ずる。高所得者の年金額調整、国民年金第1号被保険者に対する産前産後の保険料免除措置について検討する。(※)

注) (1)、(2)、(5)については、税制抜本改革により得られる税収(消費税込)を充てる。

(※)は、衆議院の修正・追加のあった項目。原案にあった、低所得者の年金額の加算、高所得者の年金額の調整、交付国債償還に関する規定は削除された。

# 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律

(平成24年8月10日成立・22日公布 平成24年法律第63号)

## <主要項目>

- (1) 厚生年金に公務員及び私学教職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金に統一する。
- (2) 共済年金と厚生年金の制度的な差異については、基本的に厚生年金に揃えて解消する。
- (3) 共済年金の1・2階部分の保険料を引き上げ、厚生年金の保険料率(上限18.3%)に統一する。
- (4) 厚生年金事業の実施に当たっては、効率的な事務処理を行う観点から、共済組合や私学事業団を活用する。また、制度全体の給付と負担の状況を国の会計にとりまとめて計上する。
- (5) 共済年金にある公的年金としての3階部分(職域部分)は廃止する。公的年金としての3階部分(職域部分)廃止後の新たな年金については、別に法律で定める。
- (6) 追加費用削減のため、恩給期間に係る給付について本人負担の差に着目して27%引下げる。ただし、一定の配慮措置を講じる。

## <施行日>

(1)~(5)：平成27年10月

(6) 公務員の恩給期間に係る追加費用削減：公布から1年を超えない範囲内で政令で定める日

# 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律

(平成24年11月16日成立・26日公布 平成24年法律第99号)

## 1. 法律の概要

### (1) 基礎年金国庫負担2分の1関係

- ① 平成24年度及び25年度について、国庫は、消費税増税により得られる収入を償還財源とする年金特例公債(つなぎ国債)により、基礎年金国庫負担割合2分の1と36.5%の差額を負担する。
- ② 平成24年度及び25年度の国民年金保険料の免除期間について、基礎年金国庫負担割合2分の1を前提に年金額を計算する。

※ 国民年金保険料免除期間の年金額は、国庫負担分に連動して設定されている。(20年度:3分の1 21年度~23年度:2分の1)

### (2) 特例水準の解消関係

- ① 世代間公平の観点から、老齢基礎年金等の年金額の特例水準(2.5%)について、平成25年度から平成27年度までの3年間で解消する。

※ 現在支給されている年金額は、平成11年から13年までの間に、物価が下落したにもかかわらず、年金額を特例的に据え置いた影響で、法律が本来想定している水準(本来水準)よりも、2.5%高い水準(特例水準)となっている。

※ 解消のスケジュールは、H25.10.▲1.0%、H26.4.▲1.0%、H27.4.▲0.5%

- ② これまで年金と連動して同じスライド措置が採られてきたひとり親家庭や障害者等の手当の特例水準(1.7%)についても、平成25年度から平成27年度までの3年間で解消する。

※ 児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律(平成17年法律第9号)の一部改正

※ 解消のスケジュールは、H25.10.▲0.7%、H26.4.▲0.7%、H27.4.▲0.3%

## 2. 施行期日

- (1) 基礎年金国庫負担2分の1関係 : 公布日(平成24年11月26日)
- (2) 特例水準の解消関係 : 平成25年10月1日

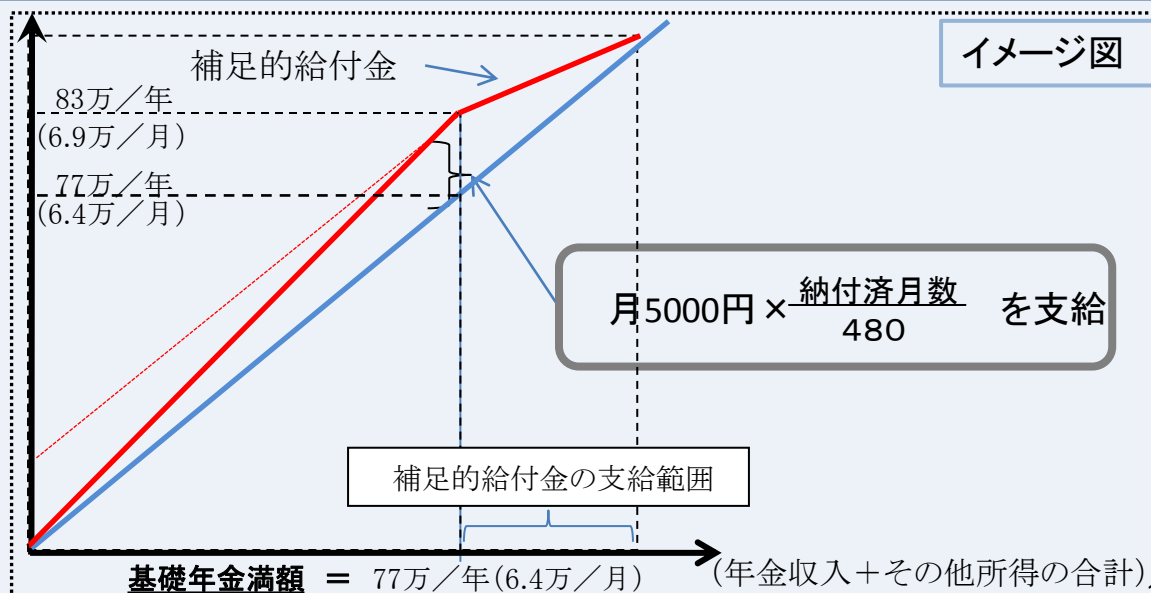
## 1. 法律の概要

- 所得の額が一定の基準（※）を下回る老齢基礎年金の受給者に、老齢年金生活者支援給付金（国民年金の保険料納付済期間及び保険料免除期間を基礎）を支給する。→ 対象者：約500万人
  - ① 基準額（月額5千円）に納付済期間（月数）/480を乗じて得た額の給付
  - ② 免除期間に対応して老齢基礎年金の1/6相当を基本とする給付
 （※）住民税が家族全員非課税で、前年の年金収入+その他所得の合計額が老齢基礎年金満額（平成27年度で77万円）以下であること（政令事項）
- 所得の逆転を生じさせないよう、上記の所得基準を上回る一定範囲の者に、上記①に準じる補足的老齢年金生活者支援給付金（国民年金の保険料納付済期間を基礎）を支給する。
  - 対象者：約100万人
- 一定の障害基礎年金又は遺族基礎年金の受給者に、障害年金生活者支援給付金又は遺族年金生活者支援給付金を支給する。（支給額：月額5千円(1級の障害基礎年金受給者は、月額6.25千円)）
  - 対象者：約190万人
- 年金生活者支援給付金の支払事務は日本年金機構に委任することとし、年金と同様に2ヶ月毎に支給する。

## 2. 施行期日 : 平成27年10月1日

社会保障の安定財源等を図る税制の抜本改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

所要額 約5,600億円



# 社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日閣議決定)(抄)

## Ⅱ 現行制度の改善

### (8) 第3号被保険者制度の見直し

○ 第3号被保険者制度に関しては、国民の間に多様な意見がなおあることを踏まえ、不公平感を解消するための方策について、新しい年金制度の方向性(2分2乗)を踏まえつつ、引き続き検討する。

☆ 短時間労働者への厚生年金の適用拡大、配偶者控除の見直しとともに、引き続き総合的な検討を行う。

### (9) マクロ経済スライドの検討

○ デフレ経済下においては、現行のマクロ経済スライドの方法による年金財政安定化策は機能を発揮できないことを踏まえ、世代間公平の確保及び年金財政の安定化の観点から、デフレ経済下におけるマクロ経済スライドの在り方について見直しを検討する。

☆ マクロ経済スライドの適用については、(4)による物価スライド特例分の解消の状況も踏まえながら、引き続き検討する。

### (10) 在職老齢年金の見直し

○ 就労意欲を抑制しているのではないかとの指摘がある60歳代前半の者に係る在職老齢年金制度について、調整を行う限度額を引き上げる見直しを引き続き検討する。

☆ 就労抑制効果についてより慎重に分析を進めながら、引き続き検討する。

### (11) 標準報酬上限の見直し

○ 高所得者について、負担能力に応じてより適切な負担を求めていく観点に立ち、厚生年金の標準報酬の上限について、健康保険制度を参考に 見直すことなどを引き続き検討する。

☆ 平均標準報酬の動向等を踏まえながら、引き続き検討する。

### (12) 支給開始年齢引上げの検討

○ 世界最高水準の長寿国である日本において、現在進行している支給開始年齢の引上げ(注)との関係や高齢者雇用の進展の動向等に留意しつつ、中長期的課題として、支給開始年齢の在り方について検討する。

(注)現行の引上げスケジュールは、男性2025年まで、女性2030年まで。

☆ 将来的な課題として、中長期的に検討する(平成24年通常国会への法案提出は行わない)。

# 第3号被保険者制度について

- 平成16年の年金制度改正においては、第3号被保険者を対象として、離婚時等に、年金を分割できる制度（いわゆる3号分割の制度）が導入されている。その際、被扶養配偶者を有する第2号被保険者の保険料は、被扶養配偶者が共同負担したものと認識する旨の規定が定められている。

## ○ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)(抄)

### (被扶養配偶者に対する年金たる保険給付の基本的認識)

**第78条の13** 被扶養配偶者に対する年金たる保険給付に関しては、第三章に定めるもののほか、被扶養配偶者を有する被保険者が負担した保険料について、当該被扶養配偶者が共同して負担したものであるという基本的認識の下に、この章の定めるところによる。

### (特定被保険者及び被扶養配偶者についての標準報酬の特例)

**第78条の14** 被保険者(被保険者であつた者を含む。以下「特定被保険者」という。)が被保険者であつた期間中に被扶養配偶者(当該特定被保険者の配偶者として国民年金法第7条第1項第3号に該当していたものをいう。以下同じ。)を有する場合において、当該特定被保険者の被扶養配偶者は、当該特定被保険者と離婚又は婚姻の取消しをしたときその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定めるときは、厚生労働大臣に対し、特定期間(当該特定被保険者が被保険者であつた期間であり、かつ、その被扶養配偶者が当該特定被保険者の配偶者として同号に規定する第3号被保険者であつた期間をいう。以下同じ。)に係る被保険者期間(次項及び第3項の規定により既に標準報酬が改定され、及び決定された被保険者期間を除く。以下この条において同じ。)の標準報酬(特定被保険者及び被扶養配偶者の標準報酬をいう。以下この章において同じ。)の改定及び決定を請求することができる。ただし、当該請求をした日において当該特定被保険者が障害厚生年金(当該特定期間の全部又は一部をその額の計算の基礎とするものに限る。第78条の20において同じ。)の受給権者であるときその他の厚生労働省令で定めるときは、この限りでない。

2 厚生労働大臣は、前項の請求があつた場合において、特定期間に係る被保険者期間の各月ごとに、当該特定被保険者及び被扶養配偶者の標準報酬月額を当該特定被保険者の標準報酬月額(第26条第1項の規定により同項に規定する従前標準報酬月額が当該月の標準報酬月額とみなされた月にあつては、従前標準報酬月額)に2分の1を乗じて得た額にそれぞれ改定し、及び決定することができる。

3 厚生労働大臣は、第一項の請求があつた場合において、当該特定被保険者が標準賞与額を有する特定期間に係る被保険者期間の各月ごとに、当該特定被保険者及び被扶養配偶者の標準賞与額を当該特定被保険者の標準賞与額に2分の1を乗じて得た額にそれぞれ改定し、及び決定することができる。

## ○ 社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日閣議決定)(抄)

### (8) 第3号被保険者制度の見直し

○ 第3号被保険者制度に関しては、国民の間に多様な意見がなおあることを踏まえ、不公平感を解消するための方策について、新しい年金制度の方向性(2分2乗)を踏まえつつ、引き続き検討する。

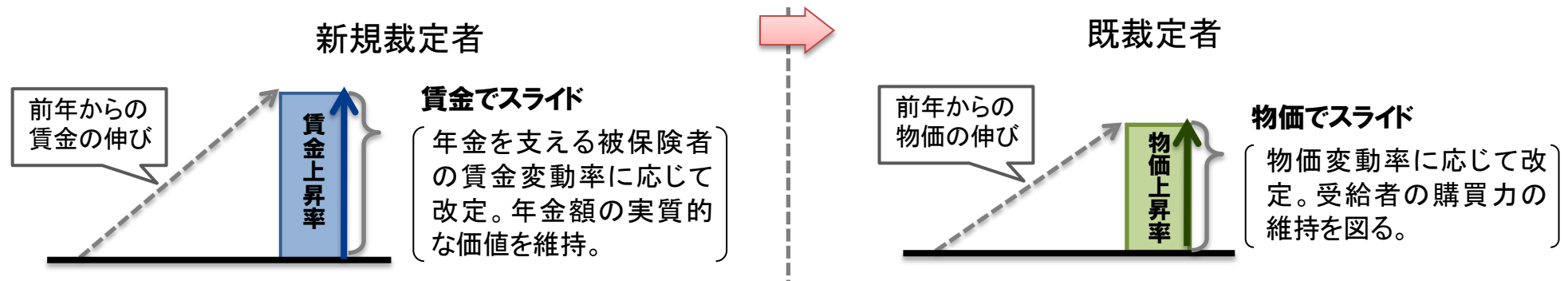
☆ 短時間労働者への厚生年金の適用拡大、配偶者控除の見直しとともに、引き続き総合的な検討を行う。



# マクロ経済スライドについて(1) 年金額の改定(スライド)の基本構造

- 原則、年金額は、毎年度、物価や賃金の変動に応じて自動改定する仕組みとなっている。具体的には、
  - ① 新規裁定者(年金を受給し始める者)の年金額は、賃金変動率により改定
  - ② 既裁定者の年金額(年金を受給している者)は、物価変動率により改定ただし、賃金の伸びが物価の伸びを下回る場合は、現役世代の負担との公平の観点などから、新規裁定者と既裁定者の改定の特例が設けられている。 ※

## 【賃金上昇率 > 物価上昇率のとき】 原則的なスライドのルールを適用



## 【物価上昇率 > 賃金上昇率のとき】 特例的なスライドのルールを適用

例えば、物価変動率・賃金変動率ともにマイナスであるような場合には、新規裁定者、既裁定者ともに「物価スライド」により年金額が改定される等、状況に応じて、特例的なスライドのルールが適用される。

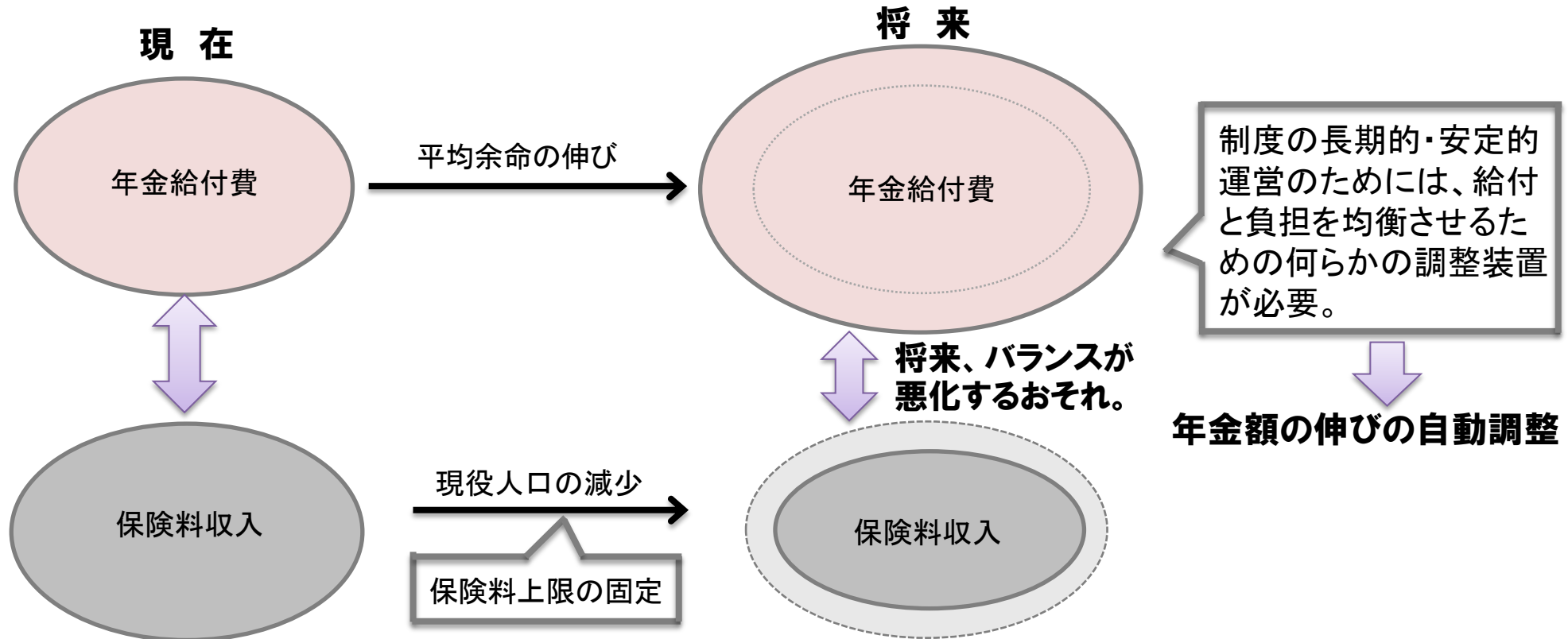
※ 以下、単に「賃金(上昇率)」といった場合、「名目手取り賃金(上昇率)」のことをいう。

# マクロ経済スライドについて(2) 自動調整の仕組みの考え方

- 平成16年の年金制度改正において、将来の現役世代の過重な負担を回避するという観点から、最終的な保険料水準及びそこに到達するまでの各年度の保険料水準を固定した上で、「現役人口の減少(現役全体でみた保険料負担力の低下)」と「平均余命の伸び(受給者全体でみた給付費の増大)」というマクロでみた給付と負担の変動に応じて、その負担の範囲内で給付水準を自動的に調整する仕組みを導入。

(注)人口動態に対応した調整であり、マクロ経済の指標をもって年金額を調整するものではないが、マクロでみた変動に応じて調整する仕組みの特性から「マクロ経済スライド」と通称されている。

## <年金給付費と保険料収入のバランスの変化のイメージ>※



※ 一人当たり賃金が上昇すれば、保険料収入が増え、年金給付費も同様に増えることになるが、上記のイメージ図では、簡便のため、一人当たりの賃金の伸びの効果は省略して表している。



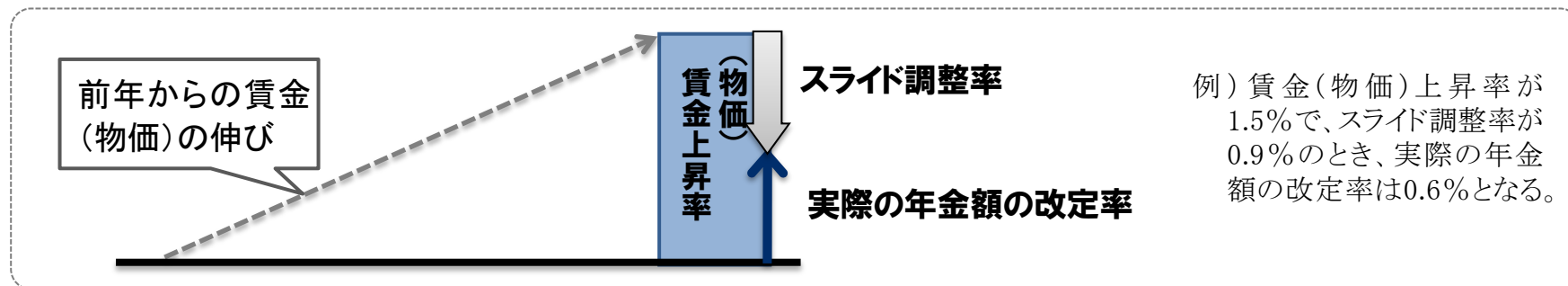
# マクロ経済スライドについて(3) 自動調整の具体的な仕組み

## (1) 基本的な考え方

- 前述のとおり、年金額は、賃金や物価の上昇に応じて伸びていくが、一定期間、年金額の伸びの調整を行う(給付水準は低下するが、下限(所得代替率50%)を設定)ことで、保険料収入の範囲内で給付を行いつつ、長期的な年金財政運営が図られるようにする。
- 具体的には、5年に一度の財政検証の際、概ね100年間の財政均衡期間の終了時に、年金の支給に支障のない程度の積立金(給付費1年分)を保有することができるように、年金額の伸びの調整を行う期間(調整期間)を設定する。
- 調整期間においては、現役人口の減少や平均余命の伸びを年金額に反映させ、その分だけ賃金や物価による年金額の上昇を抑えることとする。
- その後の財政検証において、年金財政の均衡を図ることができると思込まれる場合には、こうした年金額の調整を終了する。

## (2) 調整期間における年金額の調整の具体的な仕組み

- 調整期間中は、前述の年金額の伸びから、『スライド調整率』を差し引いて、年金額を改定することとなる。

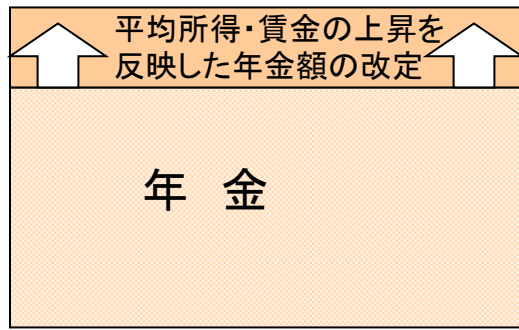


- 『スライド調整率』=『公的年金全体の被保険者の減少率+平均余命の伸びを勘案した一定率(0.3%)』※

※ スライド調整率は、平成16年改正当時、調整期間(約20年)の平均として0.9%(公的年金全体の被保険者の減少率は0.6%)という値が示されている。 16

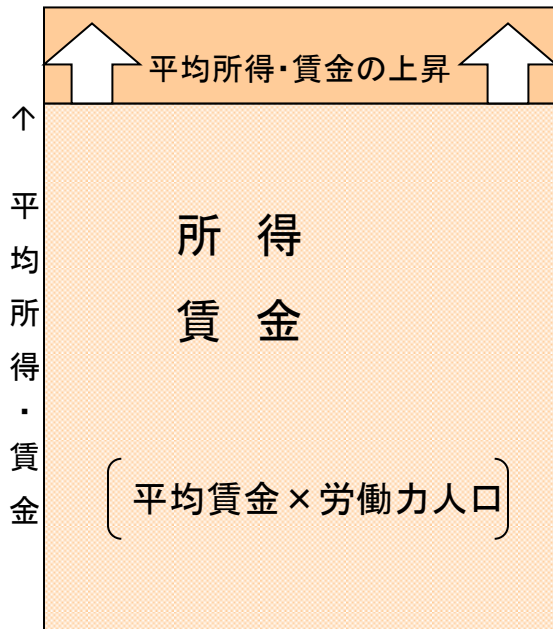
# マクロ経済スライドの概念図

《現在の年金額改定(スライド)》



【新規裁定時】

1人当たりの平均賃金の上昇率と同程度年金額をスライド(賃金スライド)



【裁定後】

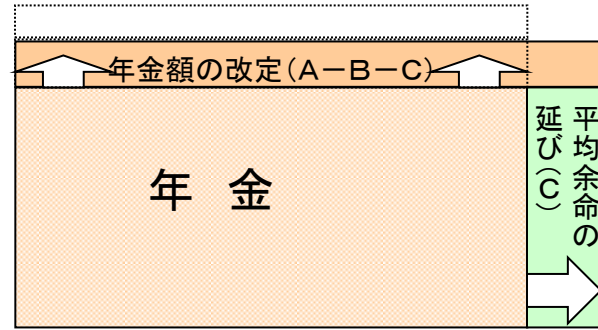
物価スライドにより年金の購買力を維持

労働力人口(人数) →

↑  
平均所得・賃金

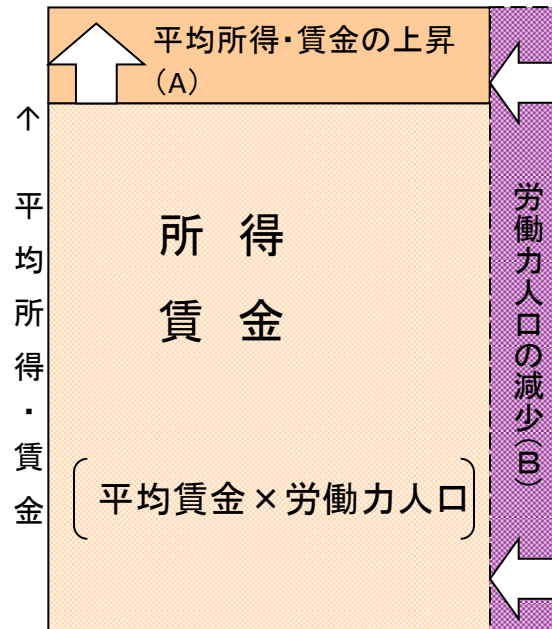
○年金制度を支える力(保険料賦課のベース)は、社会全体の生産活動が生み出す所得や賃金

《マクロ経済スライドによる自動調整》



【新規裁定時】

平均賃金の上昇率(A)から労働力人口の減少率(B)と平均余命の延び(C)を控除して年金額をスライド(マクロ経済スライド)



【裁定後】

物価スライドからも(B)分と(C)分を調整

労働力人口(人数) →

↑  
平均所得・賃金

○今後労働力人口が減少していく中で、平均賃金が上昇しても、それと同程度に年金制度を支える力(保険料賦課のベース)である社会全体の所得や賃金は増加しない。

# 平成21年財政検証の結果について

○ 平成21年財政検証によれば、マクロ経済スライドによる調整は『基礎年金で平成50年度』、『厚生年金で平成31年度』で終了し、それ以後、『所得代替率50.1%』が維持されている。

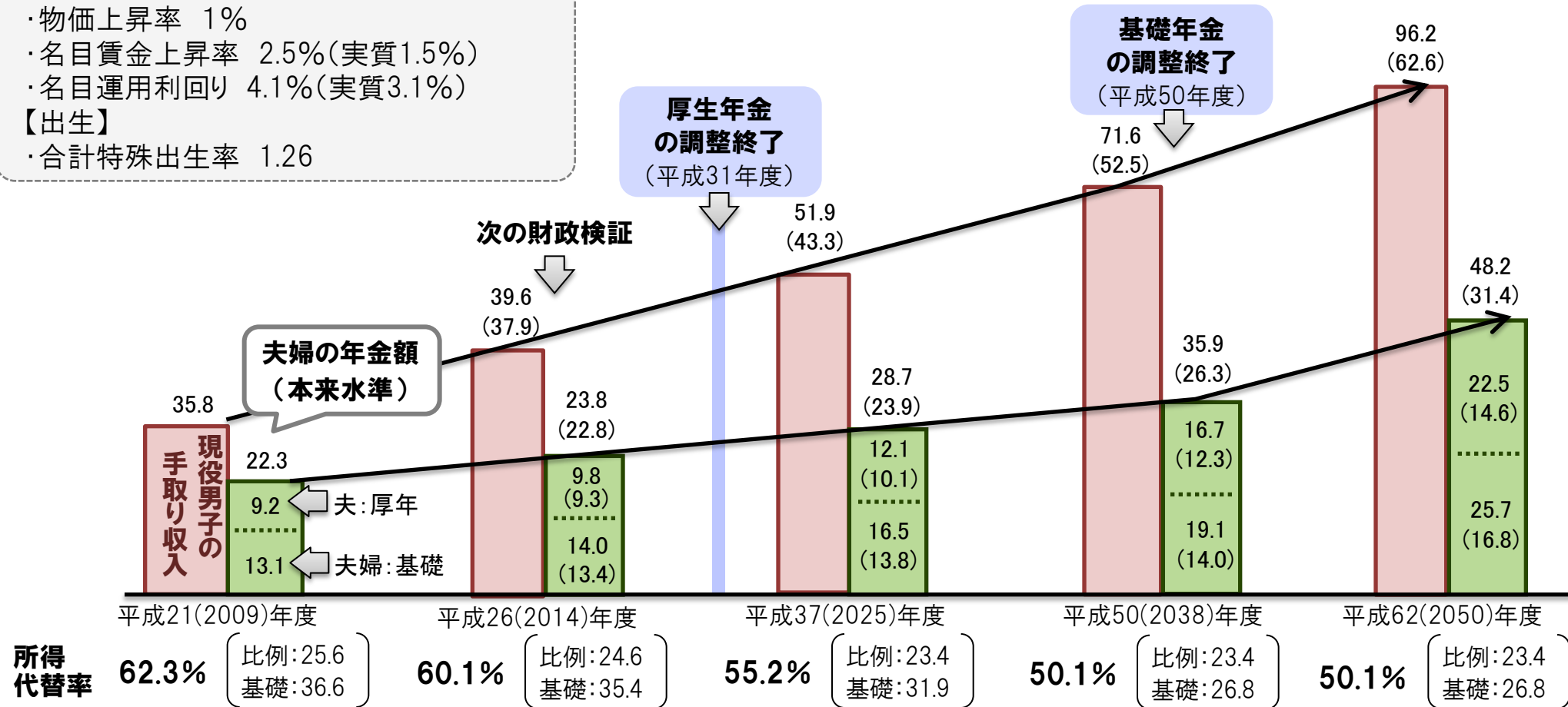
《経済前提：経済中位、出生中位》

【経済】

- ・物価上昇率 1%
- ・名目賃金上昇率 2.5%(実質1.5%)
- ・名目運用利回り 4.1%(実質3.1%)

【出生】

- ・合計特殊出生率 1.26



※ 既裁定者の年金額は物価で改定されるが、通常は物価上昇率<賃金上昇率となるため、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がっていく。

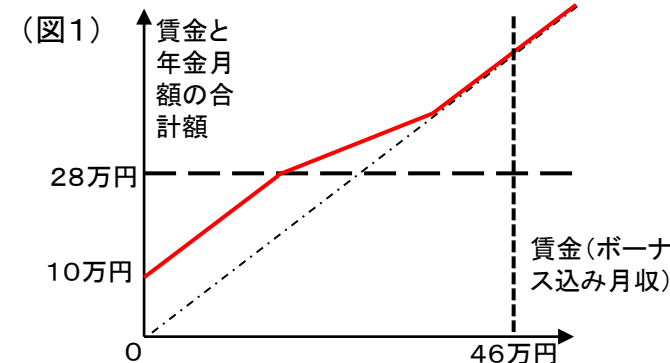
※ 図中の年金額は各年度の名目額(月額・単位:万円)。( )内の数値は、物価で現在価値に割り戻したもの。

# 在職老齢年金制度の仕組みについて

- 現行の在職老齢年金制度の仕組みについては、60歳前半と後半で仕組みが異なり、それぞれの仕組みにおいて支給停止されている額は下記のとおりとなっている。
- ただし、60歳前半の者に支給される特別支給の老齢厚生年金については、支給開始年齢が段階的に引き上がっているため、2025年以降、基本的には、60歳前半の者に対する支給停止の効果は、なくなる。

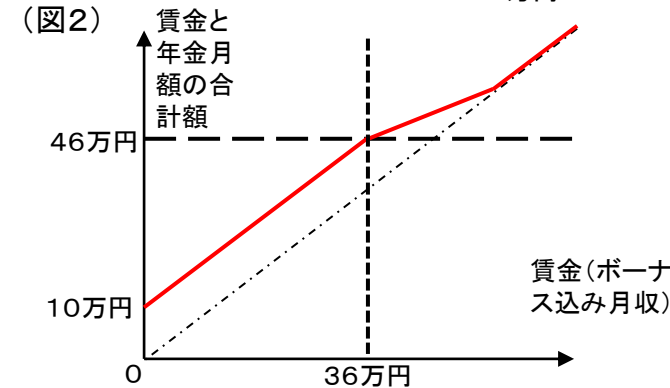
## ○60歳～64歳 ※図1を参照

- ・ 賃金(ボーナス込み月収)と年金(定額部分(65歳以降における基礎年金に相当)も含む)の合計額が**28万円を上回る場合**は、賃金の増加2に対し、年金額1を停止する。
- ・ 賃金が46万円を超える場合は、賃金が増加した分だけ年金を停止する。
- \* 平成16年改正により、在職中に一律2割の年金を停止していた仕組みを廃止。
- \* 「28万円」は、夫婦2人の標準的な年金額相当を基準として設定している。
- \* 「46万円」は、現役男子被保険者の平均月収を基準として設定している。



## ○65歳～69歳 ※図2を参照

- ・ 賃金(ボーナス込み月収)と厚生年金(報酬比例部分)の合計額が**46万円を上回る場合**には、賃金の増加2に対し、年金額1を停止する。(平成12年改正で導入)
- \* 基礎年金は支給停止の対象外であり全額支給する。



## ○70歳～ ※図2を参照

- ・ 65歳～69歳と同じ取扱い(ただし、保険料負担はなし)。
- \* 平成16年改正前は支給停止を行わず、年金を全額支給していた。

(※)いずれも、年金受給額は10万円と仮定(図1では定額部分と報酬比例部分の合計額、図2では報酬比例部分のみの額)

(参考) 現行制度での在職老齢年金制度の適用状況

	年金の一部または全部が支給停止されている者の数	支給停止されている額(総額)
60歳～64歳	約120万人	約1.0兆円
65歳～	約10～20万人	約0.1～0.2兆円

※平成21年度ベース(年金局調べ、推計値)

## ○ 社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日閣議決定)(抄)

### (10) 在職老齢年金の見直し

- 就労意欲を抑制しているのではないかとの指摘がある60歳代前半の者に係る在職老齢年金制度について、調整を行う限度額を引き上げる見直しを引き続き検討する。

★ 就労抑制効果についてより慎重に分析を進めながら、引き続き検討する。

# 標準報酬月額の上限について

## <現状>

○ 厚生年金の標準報酬月額の上限は62万円であり、健康保険(121万円)より低く設定されている

(参考)年金と健康保険の標準報酬月額の変遷(昭和48年以降)

	年金			健康保険		
	上限	下限	等級数	上限	下限	等級数
昭和48年	200,000	20,000	35	200,000	20,000	35
昭和51年	320,000	30,000	36	320,000	30,000	36
昭和53年				380,000	30,000	39
昭和55年	410,000	45,000	35			
昭和56年				470,000	30,000	42
昭和59年				710,000	68,000	39
昭和60年	470,000	68,000	31			
平成元年	530,000	80,000	30			
平成4年				980,000	80,000	42
平成6年	590,000	92,000	30	980,000	92,000	40
平成12年	620,000	98,000	30			
平成13年				980,000	98,000	39
平成19年				1,210,000	58,000	47

○ 社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日閣議決定)(抄)

(11)標準報酬上限の見直し

○ 高所得者について、負担能力に応じてより適切な負担を求めていく観点に立ち、厚生年金の標準報酬の上限について、健康保険制度を参考に見直すことなどを引き続き検討する。

☆ 平均標準報酬の動向等を踏まえながら、引き続き検討する。

# 厚生年金の支給開始年齢の引上げに関する沿革

- 厚生年金の支給開始年齢は、制度発足当初は55歳であったが、累次の改正により65歳に向けて、徐々に引き上げられてきた。
- 一方、国民年金の支給開始年齢は、制度発足当初より、65歳である。

昭和17年 労働者年金保険法 : 男子 55歳 (女子は適用除外)

昭和19年 厚生年金保険法 : 男子、女子ともに55歳

昭和29年改正 : 男子 55歳 ⇒ 60歳 (4年に1歳ずつ。昭和32年度から16年かけて引上げ。)  
女子 55歳のまま

昭和55年改正 : 男子60歳⇒65歳、女子55歳⇒60歳とする案を社会保険審議会に諮問するも、労使委員の強い反対があったこと等から提出法案には、検討規定のみを盛り込んだ。その後、検討規定についても国会修正で削除された。

昭和60年改正 : 男子 60歳 ⇒ 65歳。ただし、60歳～65歳まで特別支給の老齢厚生年金を支給。  
女子 55歳 ⇒ 60歳 (3年に1歳ずつ。昭和62年度から12年かけて引上げ。)

平成元年改正 : 男子60歳⇒65歳、女子60歳⇒65歳とする改正法案(実施時期は別に法律で定める)を国会提出。その後、衆議院の修正により、支給開始年齢引上げに係る規定は削除。

平成6年改正 : 老齢厚生年金の定額部分について、  
男子 60歳 ⇒ 65歳 (3年に1歳ずつ。平成13年度から12年かけて引上げ。)  
女子 60歳 ⇒ 65歳 (3年に1歳ずつ。平成18年度から12年かけて引上げ。)

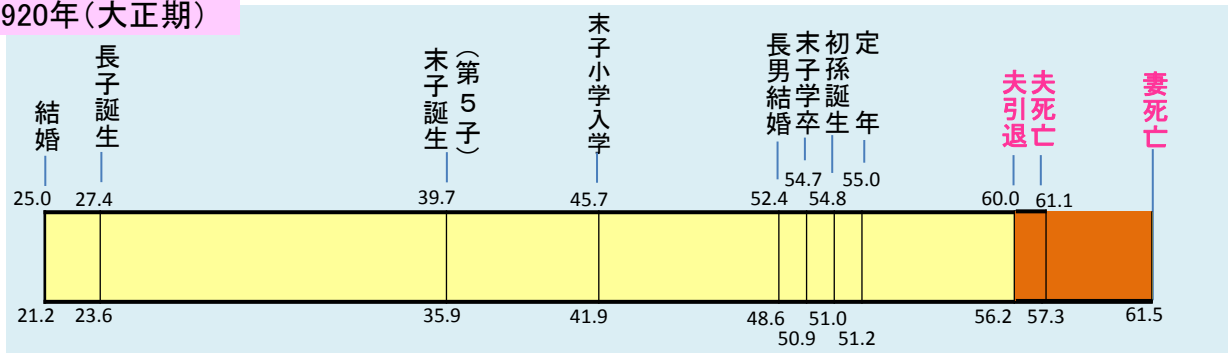
平成12年改正 : 老齢厚生年金の報酬比例部分について、  
男子 60歳 ⇒ 65歳 (3年に1歳ずつ。平成25年度から12年かけて引上げ。)  
女子 60歳 ⇒ 65歳 (3年に1歳ずつ。平成30年度から12年かけて引上げ。)



# ライフサイクルの変化

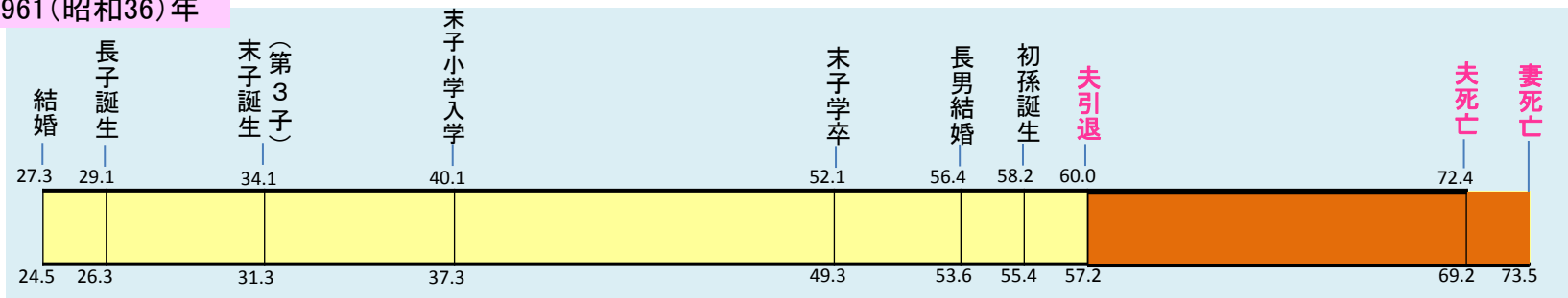
1920年(大正期)

夫  
妻



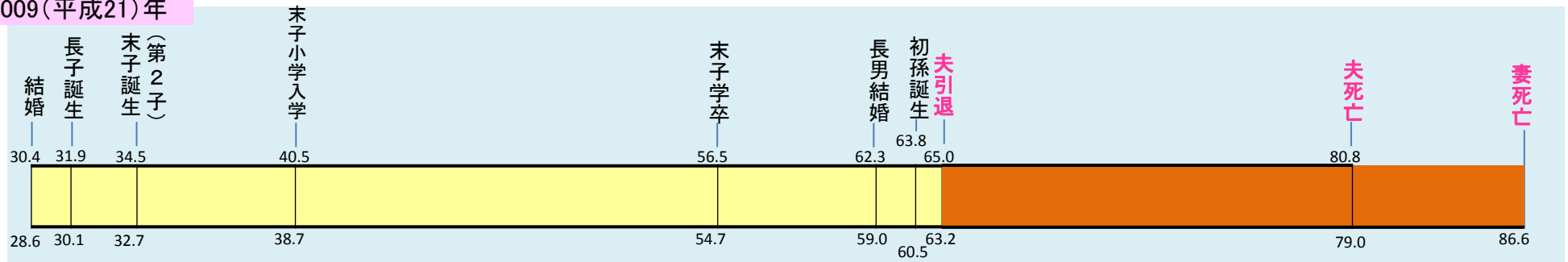
1961(昭和36)年

夫  
妻



2009(平成21)年

夫  
妻



資料: 1920年は厚生省「昭和59年厚生白書」、1961年、2009年は厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」等より厚生労働省政策統括官付政策評価官室において作成。  
 (注) 価値観の多様化により、人生の選択肢も多くなってきており、統計でみた平均的なライフスタイルに合致しない場合が多くなっていることに留意する必要がある。

# 「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律」の概要

【平成24年8月29日成立】

少子高齢化が急速に進展し、若者、女性、高齢者、障害者など働くことができる人全ての就労促進を図り、社会を支える全員参加型社会の実現が求められている中、高齢者の就労促進の一環として、継続雇用制度の対象となる高年齢者につき事業主が定める基準に関する規定を削除し、高年齢者の雇用確保措置を充実させる等の所要の改正を行う。

## 1. 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止

- ・ 継続雇用制度の対象となる高年齢者につき事業主が労使協定により定める基準により限定できる仕組みを廃止し、定年後の雇用の希望者全員が継続雇用制度の対象になるようにする。

## 2. 継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大

- ・ 継続雇用制度の対象となる高年齢者が雇用される企業の範囲をグループ企業まで拡大する仕組みを設ける。

## 3. 義務違反の企業に対する公表規定の導入

- ・ 高年齢者雇用確保措置義務に関する勧告に従わない企業名を公表する規定を設ける。

## 4. 高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針の策定（衆議院での修正）

- ・ 事業主が講ずべき高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針の根拠を設ける。

## 5. その他

- ・ 厚生年金（報酬比例部分）の受給開始年齢に到達した以降の者を対象に、基準を引き続き利用できる12年間の経過措置を設けるほか、所要の規定の整備を行う。

施行期日：平成25年4月1日



# 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止

- 現在の高年齢者雇用安定法に基づく高年齢者雇用制度において、定年を定める場合には、60歳を下回るできない（法第8条）。
- 65歳未満の定年を定めている事業主に対して、65歳までの雇用を確保するため、次のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を導入する義務（法第9条）が、平成16年改正ですでに義務付けられている。

- ①定年の引上げ
- ②継続雇用制度の導入（労使協定により基準を定めた場合は、希望者全員を対象としない制度も可）
- ③定年の定め廃止



**下線部分は、平成25年4月から廃止（平成24年の法改正）**

いずれかの措置の実施がすでに義務化されている

※いずれかの措置を会社の制度として導入する義務であり、個々の労働者の雇用義務ではない

※定年引上げの義務化ではない

- ・高年齢者雇用確保措置導入割合：97.3%
- ・過去一年間の定年到達者（約43万人）のうち、基準に該当せず離職した者の割合：1.6%（約6,800人）  
（ともに31人以上規模企業を集計。2012（平成24年）6月1日現在）

# 支給開始年齢と平均寿命の国際比較

○ 諸外国においては、既に、いくつかの国で65歳以上への支給開始年齢の引上げが決定されている。

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
支給開始年齢 (2010年)	国民年金(基礎年金) 65歳 厚生年金保険 60歳 ※ 男性は2025年度までに、女性 は2030年度までに65歳に引上げ	66歳 ※ 2027年までに67歳に引上げ	男性: 65歳 女性: 60歳 ※ 女性は2018年までに65歳に引上げ ※ さらに、2018年から2046年にかけて男女ともに65歳から68歳に引上げ	65歳 ※ 2012年から2029年までに67歳に引上げ	60歳 ※ 2018年までに62歳に引上げ	61歳以降本人が選択(ただし、保証年金の支給開始年齢は65歳)
平均寿命 (2009年)	男性 79.59歳 女性 86.44歳	男性 75.4歳 女性 80.4歳	男性 77.4歳 女性 81.6歳	男性 77.17歳 女性 82.40歳	男性 77.8歳 女性 84.5歳	男性 79.36歳 女性 83.37歳
	(2009年)	(2007年)	(2006～2008年)	(2006～2008年)	(2009年)	(2009年)

(資料) 平均寿命については、平成21年 簡易生命表の概況(厚生労働省)による。

# 年金受給開始年齢の引上げにかかる期間

○ 支給開始年齢の引上げについては、諸外国においても、また過去の日本の例でも、引上げの決定から開始まで、そして引上げの完了までに、相当の期間をかけている。

	引上げ内容	決定時期	開始時期	完了時期	決定から開始までの期間	開始から完了までの期間
日本	60歳→65歳 (定額部分・男)	1994年	2001年	2013年	7年	12年
	60歳→65歳 (定額部分・女)	1994年	2006年	2018年	12年	12年
	60歳→65歳 (報酬比例部分・男)	2000年	2013年	2025年	13年	12年
	60歳→65歳 (報酬比例部分・女)	2000年	2018年	2030年	18年	12年
米国	65歳→67歳	1983年	2003年	2027年	20年	24年
英国	65歳→68歳	2007年 及び 2011年	2018年	2046年	7年	28年
ドイツ	65歳→67歳	2007年	2012年	2029年	5年	17年

出典：堀江奈保子「年金支給開始年齢の更なる引上げ～67歳支給開始の検討とその条件～」(「みずほ総研論集2008年Ⅰ号」より)、財団法人年金シニアプラン総合機構「年金と経済 2010年1月」、各国政府HPほか

# 第1号被保険者に対する出産前後の保険料免除の検討

- ◎ 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成24年法律第62号)

附則第2条の4 国民年金の第一号被保険者に対する出産前6週間及び出産後8週間に係る国民年金の保険料の納付義務を免除する措置については、検討が行われるものとする。